別記様式第一号の前に次の様式を加える。

別記様式第一号（第五条関係）

法第六条第二項第一号に規定する郵便局及び法第六条第二項第二号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考

注1　郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2　当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3　所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4　(1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5　当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。

（公職選挙郵便規則の一部改正）

第二条　公職選挙郵便規則（昭和二十五年郵政省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第八条中「若しくは郵便局の窓口」を削る。

付録様式一中

選挙用の表示をする郵便事業株式会社の営業所名	郵便事業株式会社　何

を

選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名	日本郵便株式会社　何

に改める。

付録様式一の二（表面）中

選挙用の表示をする郵便事業株式会社の営業所名	郵便事業株式会社　何

を

選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名	日本郵便株式会社　何

に、同様式（表面）注中「社」郵便事業株式会社」を「社」日本郵便株式会社」に、同様式（裏面）中「社」郵便事業株式会社」を「社」日本郵便株式会社」に改める。

付録様式二中

選挙用の表示をする郵便事業株式会社の営業所名	郵便事業株式会社　何

を

選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名	日本郵便株式会社　何

に改める。